

愛読者各位

株式会社日本法令出版課

『新訂版 詳解 障害年金相談ハンドブック』（平成 28 年 10 月 20 日発行）
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

- P. 77 上から 5 行目 2 箇所、上から 8 行目
【誤】 下肢 → 【正】 上肢
- P. 80 下から 10 行目
【誤】 裁判書 → 【正】 裁判所
- P. 296 下から 11 行目
【誤】 仮に、 → 【正】 仮に、治り得る病気だとしても、少なくとも本人としては、
- P. 486 下から 5 行目
【誤】 障害年金の割合は 3.7% → 【正】 障害年金の割合は 3.6%
- P. 502 上から 14 行目
【誤】 妥当性がないことに合理性があります。 → 【正】 妥当性はありません。
- P. 512 上から 7 行目
【誤】 平成 28 年 5 月 20 日が誕生日 → 【正】 平成 28 年 5 月 20 日が 20 歳の誕生日
- P. 595 最下部に執筆者を追加
(安部敬太)
- P. 780 上から 2 行目
【誤】 審査会法によれば、 → 【正】 審査会法に伴って、
- P. 780 本文上から 6 行目
【誤】 厚年法は「審査請求をした日から 2 月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる」(91 条 3 項)としています
【正】「審査請求をした日から 2 月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる」(国年法 101 条 2 項、厚年法 91 条 3 項)とされています

●P. 781 本文上から 3 行目

【誤】 上記 1 号により、

【正】 上記 1 号の「審査請求」には再審査請求も含まれると解されるため、

●P. 800 最下部に執筆者を追加

(倉本貴行)

●P. 859 上から 12 行目

【誤】 特効援用 → 【正】 時効援用

●P. 802 上から 4 行目

【誤】 繰上げ請求をする前に、 → 【正】 上記ロの場合で、繰上げ請求をする前に

●P. 969 図表外

【誤】 ■が目安では 2 級または 3 級

【正】 ■の上 2 つ (判定「2.5～」と「2.0～」) が目安では 2 級または 3 級、一番下 (判定「1.5～」) は 3 級

●P. 1065 図表 2 行目 1 列目

【誤】 平成 8 年 4 月 1 日 → 【正】 平成 38 年 4 月 1 日

以上